

国立国会図書館

諸外国における大学の授業料と奨学金

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 869 (2015. 7. 9.)

はじめに

I 日本の現状

II 諸外国の制度と近年の見直しの
状況

1 スウェーデン

2 イギリス (イングランド)

3 ドイツ

4 韓国

おわりに—日本への示唆—

別表 OECD 諸国のフルタイム国内
学生の国公立大学等の授業
料と国による給付制奨学金

- 日本では国による給付制奨学金の導入を求める声が根強いが、厳しい財政状況を背景に、現在は導入検討中の段階である。文部科学省の検討会でも、まずは無利息の貸与制奨学金を拡充する方向性が示された。
- OECD の国際比較では、日本は高授業料・低補助のモデルに該当する。財政状況の厳しさは世界的に共通しており、近年の諸外国の制度見直し事例からは、高等教育の有償化・高授業料化という傾向が窺えるが、学生等の抵抗が強く、負担増の際には貸与制・給付制奨学金等の導入や拡充を行っている。
- 日本以外の OECD 加盟国には、授業料が有償で高額、かつ給付制奨学金がない国は見られないが、各国における制度の在り方は多様である。

国立国会図書館

調査及び立法考査局文教科学技術課

さいとう ちひろ えのき たかひろ
(齋藤 千尋・榎 孝浩)

第 8 6 9 号

はじめに

日本で大学生への経済的支援、とりわけ国による給付制奨学金の導入をめぐる議論が取り沙汰されるようになって久しい。国による奨学金が貸与制に限られる中、近年の家計状況悪化等を背景に、給付制奨学金の導入を求める声は根強い。本稿では、日本の現状を確認した後、諸外国における国公立大学の授業料と給付制奨学金の制度について、OECD（経済協力開発機構）による4モデルを参照し、スウェーデン、イギリス（イングランド）、ドイツ、韓国の4か国における近年の制度見直しの状況を紹介する。また、後半（p.7以降）の別表に OECD 加盟 34 か国における国公立大学の授業料の有無と給付制奨学金の有無をまとめ、今後の国政審議の参考に資するものとした。

I 日本の現状

日本における大学生を対象とする奨学金制度には、大別して、国（独立行政法人日本学生支援機構（JASSO））、地方公共団体、非営利団体・企業等の諸団体や個人（民間）によるものがある。大学昼間部では 52.5%、大学院修士課程では 60.5%の学生が奨学金を受ける¹。中でも、JASSO による貸与制奨学金（第一種（無利息）・第二種（利息付））の規模が最も大きく、奨学金受給学生のうち JASSO の奨学金を受ける学生は、大学昼間部では 90.5%、大学院修士課程では 91.4%を占める²。一方、給付制奨学金は、地方公共団体や民間によるものに限られ、国による制度は設けられていない³。また、日本の高等教育費用の家計負担率は世界的に見ても高水準である⁴。近年は、家計の状況悪化等によって奨学金返還が困難になるケースもあり、平成 25 年度末時点の延滞額は約 957 億円にも上る⁵。

JASSO は、返還能力のある延滞者に対して奨学金の返還を促すため、延滞金の賦課、延滞早期における返還督促、債権回収業者による回収の促進、法的措置の強化、住所不明者に対する調査の徹底、延滞者の情報の個人情報情報機関への登録といった回収強化策・延滞債権増加抑制策をとっている⁶が、これに対しては「貧困ビジネス化」との批判や「救済

※本稿は 2015 年 7 月 1 日までの情報を基にしている。インターネット情報の最終アクセス日も同日である。

¹ 日本学生支援機構『平成 24 年度学生生活調査結果』2014, pp.22, 24. <http://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_chosa/documents/data12_all.pdf>

² 同上, p.27. JASSO の奨学金のみを受ける学生の割合は、大学昼間部は 81.6%、大学院修士課程は 81.1%。

³ ただし、国立大学の授業料免除・減免措置が行われており、平成 24 年度の実績では、免除実施額は計 330 億円、免除人数（延べ）は 16.8 万人であった。平成 26 年度の国立大学・国立高等専門学校等の授業料等減免に係る予算は 299 億円であり、授業料免除率を現行の 9.3%から 9.8%まで引き上げている。（「家庭の教育費負担や公財政による教育分野への支出等 大学・大学院等 国立大学等の授業料等の減免」文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/a_menu/kyoikuhi/detail/1338251.htm>）

⁴ OECD の調査によると、高等教育費用の私費（家計以外の私的部門も含む）負担率は OECD 平均で 30.8%だが、日本では 65.5%に上る。家計負担率のみを見れば 50.9%である。これは、チリ（68.3%）、イギリス（60.7%）に次いで 3 番目の高さである。（“Table B3.1. Relative proportions of public and private expenditure on educational institutions, by level of education (2011),” OECD, *Education at a Glance 2014: OECD Indicators*, 2014, p.245. <<http://www.oecd.org/edu/Education-at-a-Glance-2014.pdf>>（日本語訳：「表 B.3.1. 教育支出の公私負担割合（教育段階別）（2011 年）」経済協力開発機構（OECD）編著（徳永優子ほか訳）『図表でみる教育—OECD インディケータ（2014 年版）—』明石書店, 2014, p.277.）

⁵ 「第 11 章 資料 6 奨学金関連データ 第 18 表 延滞額・率推移表」日本学生支援機構『JASSO 年報 平成 25 年度』2014, pp.92-93. <http://www.jasso.go.jp/statistics/annual_report/documents/annrep13_2.pdf>

⁶ 日本学生支援機構「延滞した場合」 <<http://www.jasso.go.jp/henkan/entai/index.html>>; 同「法人化移行後の返還促進のための主な対応について」 <http://www.jasso.go.jp/henkan/documents/kaisyusokusin_taiousaku.pdf>

措置が不十分」との指摘もある⁷。JASSO は、経済的事由や災害又は傷病等の一定の事由があり、「返したいのに返せない」立場の延滞者に対する救済措置として、割賦金額を 2 分の 1 に減額した上での返還を認めたり、返還を一定期間猶予する等の対策を講じており⁸、平成 26 年 4 月からは延滞金賦課率の引下げ（年 10%→5%）や返還期限猶予の制度の適用年数の延長（通算 5 年→通算 10 年）等、制度変更も行った⁹。また、平成 24 年度以降の第一種奨学金採用者については、家計支持者の所得金額に関する一定の条件を満たす者を対象に、「所得連動返還型」の無利子奨学金制度が導入された。これは、奨学金の貸与を受けた者が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は、願い出により返還期限を猶予することで、将来の返還の不安を軽減し、安心して修学できるようにすることを目的とした制度であり¹⁰、英米やオーストラリア¹¹、韓国等では既に導入されている。

一方、給付制奨学金については、昨今の厳しい財政状況を背景に、文部科学省の「学生への経済的支援の在り方に関する検討会」による提言（平成 26 年 8 月）では、「将来的には、給付型奨学金の創設に向けての検討も進めていくべきである」¹²との表現にとどまり、まずは貸与制奨学金について「有利子から無利子へ」の移行を進める方向性が示されている¹³。給付制奨学金の導入を求める声は高まっており、下村博文文部科学大臣は、給付制奨学金の早期導入や高等教育費用の無償化に向けて意欲を示している¹⁴。

II 諸外国の制度と近年の見直しの状況

諸外国における高等教育機関の授業料と奨学金の仕組みはどのようなものか。各国の制度の在り方は、OECD によると、授業料水準の高低と公的補助水準の高低によって 4 つのモデルに分類できる。すなわち、①低授業料・高補助、②高授業料・高補助、③高授業料・低補助、④低授業料・低補助である（次頁の図参照）。¹⁵

⁷ 岩重佳治「奨学金問題を考える」『月報司法書士』502号, 2013.12, pp.31-35; 「滞納 3000 億円の深層 奨学金返済の修羅場」『サンデー毎日』92(56), 2013.12.22, pp.22-24. JASSO はこのような報道に「誤解や事実とは異なる内容」が含まれるとして、事業に関する情報を提供している。（日本学生支援機構「JASSO の事業のご理解のために」（平成 27 年 4 月 13 日更新）<http://www.jasso.go.jp/kouhou/jigyuu_rikai.html>）

⁸ 日本学生支援機構「返還が困難な方へ～減額返還・返還期限の猶予のご案内～」<<http://www.jasso.go.jp/henkan/konnan.html>>

⁹ 日本学生支援機構「新しい制度・変更点のご案内 返還に関する制度変更について（平成 26 年 4 月から）～返還に関する制度変更のお知らせ～」(2015 年 2 月 2 日更新) <<http://www.jasso.go.jp/henkou/index.html>>

¹⁰ 日本学生支援機構「所得連動返還型無利子奨学金制度」<<http://www.jasso.go.jp/saiyou/syotokurendo.html>>

¹¹ オーストラリアの制度については、寺倉憲一「高等教育費の負担軽減をめぐる諸問題—我が国の課題とオーストラリアにおける所得連動型学生ローンの事例—」『レファレンス』728号, 2011.9, pp.141-166 <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050702_po_072808.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> を参照。

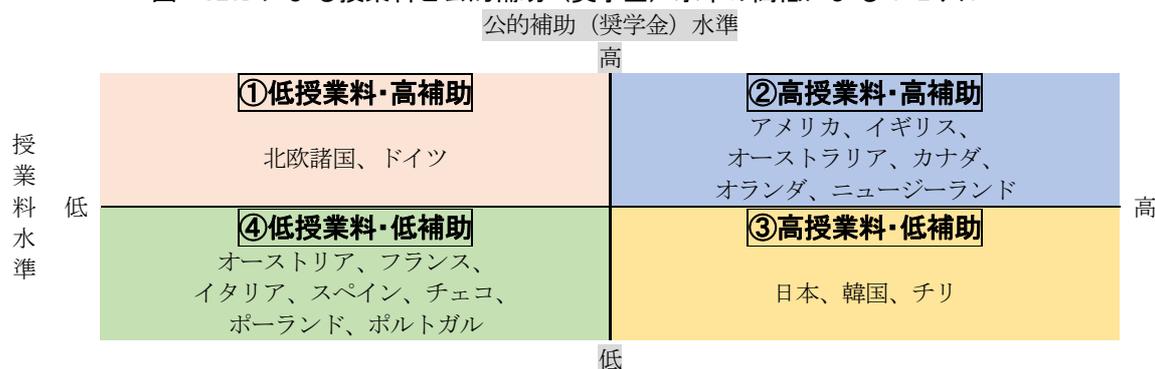
¹² 学生への経済的支援の在り方に関する検討会『学生への経済的支援の在り方について』（平成 26 年 8 月 29 日）pp.10-12. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/057/gaiyou/_icsFiles/afieldfile/2014/09/22/1352044_01.pdf> ただし、既に存在する、国立大学の学生を対象とする授業料減免制度については、引き続き充実を図っていく必要があると提言されている（同, p.11.）。

¹³ 同上, p.8; 「下村博文文部科学大臣記者会見録（平成 26 年 9 月 2 日）」文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/dajin/detail/1351695.htm>

¹⁴ 第 187 回国会参議院文教科学委員会会議録第 2 号 平成 26 年 10 月 16 日 p.19; 第 187 回国会衆議院文部科学委員会会議録第 2 号 平成 26 年 10 月 17 日 pp.26-29. なお、下村大臣は平成 26 年 6 月刊の自著において、「2020 年のビジョン」として「大学生・専門学校生等の奨学金について、全体の半分を給付型に、半分を無利子に転換」、「大学生・専門学校生等の学納金について、低所得世帯は無償、中所得世帯は半額」等の課題を挙げる。（下村博文『9 歳で突然父を亡くし新聞配達少年から文科大臣に—教育を変える挑戦—』海竜社, 2014, p.269.）

¹⁵ “Indicator B5: How much do tertiary students pay and what public support do they receive?” OECD, *op.cit.*(4),

図 OECD による授業料と公的補助（奨学金）水準の高低による 4 モデル



（出典）“Indicator B5: How much do tertiary students pay and what public support do they receive?” OECD, *Education at a Glance 2014: OECD Indicators*, 2014, pp.264-266（日本語訳：「インディケータ B5 高等教育機関の授業料と学生への公的補助」経済協力開発機構（OECD）編著（徳永優子ほか訳）『図表でみる教育—OECD インディケータ（2014年版）—』明石書店, 2014, pp.301-304）等を基に、筆者作成。

このように図式化できる一方、近年は諸外国においても授業料と奨学金を併せた制度の見直しが進行中である。本章では、スウェーデンにおける留学生対象の授業料導入と国内学生向け給付制奨学金の給付額引下げ断念、イギリス（イングランド）における高授業料化と授業料の「後払い」制度等支援の拡充、ドイツにおける各州の授業料の導入と撤廃（再無償化）、韓国における給付制奨学金の導入と拡充の事例を紹介する。

1 スウェーデン

従来、スウェーデンでは、留学生を含む全学生について、授業料を支払う必要がなかった（学生ユニオン（student union）への少額の「登録料」のみ）。しかし、2011年度の秋学期から、EU、EEA¹⁶、EFTA 域外の地域出身の学生からは授業料を徴収するようになり¹⁷、イギリス等の大学と同様に、留学生に対しては高額の授業料の負担が求められることになった。この結果、留学生数は大幅に落ち込み、2011年秋学期の外国人入学・留学申請者数は2010年の同時期と比べて、約7,500人から約1,500人へと、約80%も減少した¹⁸。

また、スウェーデンには、国内の学生を対象とする給付制奨学金と貸与制奨学金（ローン）の両方の制度が存在するが、スウェーデン政府は2014年2月に、スウェーデン国内の学生を対象とする給付制奨学金の額を引き下げ、代わりに貸与制奨学金の上限を引き上げることを提案した¹⁹。この動きに対しては、学生の間には反発が広がり、野党や金融界から

pp.264-266（日本語訳：「インディケータ B5 高等教育機関の授業料と学生への公的補助」OECD 編著 前掲注(4), pp.301-304）に基づく。小林雅之「第1章 各国における学生支援制度と学生支援政策」小林雅之編著『教育機会均等への挑戦—授業料と奨学金の8カ国比較—』東信堂, 2012, pp.13-45 も参照。

¹⁶ EEA（欧州経済領域）は、EU（欧州連合）加盟28か国にEFTA（欧州自由貿易連合）のアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーの3か国を加えた31か国による自由貿易の共同市場。スイスはEEAには含まれないがEFTA加盟国である。“European Economic Area.” EFTA Website <<http://www.efta.int/eea>>

¹⁷ “Application and tuition fees,” Swedish Higher Education Authority, *Higher education in Sweden: 2014 status report (In English)*, 2014, p.41. <<http://english.uka.se/download/18.7ff11ece146297d1aa65b4/1407759224422/higher-education-in-Sweden-2014-status-report.pdf>>

¹⁸ “Table 2. Number of incoming HE entrants divided by region and student category from the autumn of 2010 until 2013, as well as percentage changes from autumn to autumn,” *ibid.*, p.42.

¹⁹ “The student financial aid increases but the allowance decrease,” 3 March, 2014. Uppsala Union of Engineering and Science Students Website <<https://www.utn.se/en/artikel/2014-03-03/student-financial-aid-increases-allowance-decrease>>

も批判が相次いだことから、約半年後に総選挙を控えていた政府は、世論に配慮する形で、2014年3月中旬にこの案を撤回した²⁰。

2 イギリス（イングランド）

イギリス（イングランド）では、第二次世界大戦後長らく、高等教育は公的サービスという考え方の下、授業料は無償とされてきた²¹。しかし、1997年に公表されたイギリス高等教育制度検討委員会の報告書、通称『デアリング報告』²²において、受益者負担の原則に基づく授業料無償の見直しが提言された。これを受け、1998/99年度に年間1,000ポンドを上限とする授業料（修学時払い、親の所得により減免）が導入され、同時に奨学金も給付制が廃止されて貸与制のみ（所得連動返還型）となった。この政策転換は社会から強い批判を受け、2004/05年度には低所得者層向けの給付制奨学金制度が復活した。だが、政府にとっては財政面の負担が増すことになり、新たな制度の構築が必要になった。そこで、2004年7月1日施行の「高等教育法」（Higher Education Act 2004 (c.8)）に基づき、2006年秋に、新しい授業料・奨学金制度を導入した。この制度では、授業料の支払方式を、卒業後、年間所得が一定額を超えた時点からその超過分の一部を返還する²³所得連動返還方式（後払い）としたため、在学中の負担を軽減し、特に低所得者層が高等教育機関へ進学する際の障壁を低くすることができると考えられた（上限は年間3,000ポンドに引き上げられた）。また、従前からあった所得連動返還型の貸与制奨学金の限度額を大幅に引き上げた。

その後、授業料のさらなる値上げを検討する動きが起きた。学生が反対したが、最終的には2010年12月に議会の承認を得て2つの規則²⁴が決定され、2012/13年度から、各大学でそれまでの3倍近い、最高で年間9,000ポンドの授業料を課せる新授業料制度が実施された²⁵。現状ではほとんどの大学が上限の額を課している。授業料の大幅値上げに伴い、授業料の「後払い」制度を徹底する²⁶とともに、生活費に充てられる在学中支給の貸与制奨学金と給付制奨学金の水準を引き上げた²⁷。それでも、2012/13年度の高等教育機関志願

²⁰ Ulf Hambræus, “Regeringen backar: Sänker inte studiebidraget,” 13 mars 2014. SVT (スウェーデン・テレビ) Website <<http://www.svt.se/nyheter/val2014/regeringen-backar-sanker-inte-studiebidraget>>; “The government changes their position about the reduced student grant,” 14 March, 2014. Uppsala Union of Engineering and Science Students Website <<https://www.utn.se/en/artikel/2014-03-14/government-changes-their-position-about-reduced-student-grant>>; 綿貫朋子「スウェーデン 総選挙を意識 奨学金減額案を撤回」『エコノミスト』92(19), 2014.4.15, p.68.

²¹ 以下、この段落におけるイングランドの制度の変遷については、主に、田中正弘「イギリスの新しい授業料・奨学金制度に関する考察—低所得者層の機会拡大に向けて—」『高等教育ジャーナル—高等教育と生涯学習—』19号, 2012.3, pp.45-51; 芝田政之「英国における授業料・奨学金制度改革と我が国の課題」『大学財務経営研究』3号, 2006.8, pp.89-112 に基づく。

²² National Committee of Inquiry into Higher Education, *Higher Education in the Learning Society*, 1997. 報告書をまとめた同委員会の委員長を務めたロン・デアリング (Ron Dearing) 卿の名をとり、『デアリング報告』と呼ばれる。

²³ 雇用主が税金とともに源泉徴収し、歳入・関税庁に納付する仕組み。(田中 前掲注(21), p.48.)

²⁴ The Higher Education (Higher Amount) (England) Regulations 2010, S.I.2010/3020; The Higher Education (Basic Amount) (England) Regulations 2010, S.I.2010/3021.

²⁵ “Tuition fees and student loans: How much are tuition fees?” UCAS Website <<http://www.ucas.com/how-it-all-works/international/how-apply/how-much-will-it-cost-study-uk#>>; “Q&A: Tuition fees,” *BBC News*, 14 September 2011. <<http://www.bbc.co.uk/news/education-11483638>>

²⁶ 授業料の値上げを反映し、2012/13年度の平均ローン額は8,020ポンドに達した。篠原康正「イギリス 5.4 2012年授業料制度改革による学生支援の状況」文部科学省『諸外国の教育動向 2013年度版』(教育調査第148集) 文部科学省生涯学習政策局, 2014, pp.78-79.

²⁷ Department for Business Innovation and Skills, “Student Support for Higher Education in England, Academic Year 2012/13 (Provisional): Statistical First Release,” SLC SFR 05/2012, 29 November 2012. <<http://www.slc.co.uk>>

者数・合格者数は減少に転じた²⁸。2013/14年度以降はいずれも再び増加に転じ、合格者数は2011/12年度以上に回復したが、志願者数は回復するまでに至っていない²⁹。

3 ドイツ

ドイツにおいては、高等教育は各州の所管であるため、州ごとに授業料等の制度が異なる。1960年代以降、ドイツでは、社会的公平を理由に授業料が廃止され、全州で高等教育が無償となっていた。しかし、1990年代に入り、州財政の逼迫によって、授業料導入が検討されるようになった。まずは長期在学者（標準修業年限（学士課程で3～4年）を4学期以上超過して在学する者）を対象に導入が始まったが、1998年秋に発足した社会民主党（SPD）及び緑の党による連邦の連立政権は高等教育無償を訴えたため、連邦と州との間で高等教育に関する権限をめぐる対立が生じることになった。2002年、連邦政府が高等教育大綱法（Hochschulrahmengesetz: HRG）の改正によって、第1学位（日本の学士に相当）取得課程までの無償の保障を規定するという手段に出たことで、州は連邦に対し違憲訴訟を提起するに至ったが、2005年に連邦憲法裁判所が改正法に違憲判決を下し³⁰、無償規定は無効とされた。この判決の結果、一般在学者にまで対象を広げた授業料導入の動きが各州に広がり、2008年4月時点の段階で16州中7州において授業料が導入された。³¹

しかし、学生を中心とした抗議デモが各地で繰り広げられ、政治的にも高等教育機関の授業料が争点となった結果、州議会選挙で授業料廃止を公約に掲げた政党が勝利するケースが相次ぎ、再び無償とする州が6州に達した。最後に残ったニーダーザクセン州も、2014年冬学期から授業料を廃止することになり³²、現在、ドイツ国内で全学生から授業料を徴収する州はなくなっている（ただし、長期在学者や、2つ目以降の学位（第2学位以降）を取得しようとする者に対して、授業料を徴収する州は存在する）。³³

4 韓国

韓国は、日本と同じモデル（③高授業料・低補助）に分類されるが、2008年から給付制

k/media/525907/slcsfr052012.pdf>

²⁸ “Table 1: Applicants and acceptances for full-time undergraduate courses at UK higher education providers (2010-2014),” UCAS, *2014 End of Cycle Report: UCAS Analysis and Research*, 2014, p.103. <<https://www.ucas.com/sites/default/files/2014-end-of-cycle-report-dec-14.pdf>>; 篠原 前掲注(26)

²⁹ UCAS, *ibid.*

³⁰ BVerfG, 2 BvF 1/03 vom 26.1.2005, Absatz-Nr. (1-94). <http://www.bverfg.de/entscheidungen/fs20050126_2bvf000103.html>

³¹ Howard Hotson, “Germany’s great tuition fees U-turn,” *Times Higher Education*, February 13 2014. <<http://www.timeshighereducation.co.uk/features/germanys-great-tuition-fees-u-turn/2011168.article>>; 高谷亜由子「ドイツ 5.1 全州で高等教育機関の授業料が無償に」文部科学省 前掲注(26), pp.145-147.

³² „Studieren in Niedersachsen ohne Studienbeiträge.“ Niedersächsisches Ministerium für Wissenschaft und Kultur Website <http://www.mwk.niedersachsen.de/portal/live.php?navigation_id=6325&article_id=18991&_psmand=19>; „Niedersachsen: Letztes Bundesland schafft Studiengebühren ab,“ *Spiegel Online*, 10.12.2013. <<http://www.spiegel.de/unispiegel/studium/niedersachsen-schafft-die-studiengebuehren-zum-wintersemester-ab-a-938280.html>>

³³ Hotson, *op.cit.*(31); 高谷 前掲注(31); “Last German state abolishes university fees,” *Independent*, 04 October 2014. <<http://www.independent.co.uk/student/last-german-state-abolishes-university-fees-9774555.html>>; „Studiengebühren („Studienbeiträge“) in Deutschland,“ *Studis online: Die schlauen Seiten rund ums Studium*, 15.05.2015. <<http://www.studis-online.de/StudInfo/Gebuehren/>>; Barbara Kehm, “How Germany managed to abolish university tuition fees,” *Conversation*, 13 October 2014. <<http://theconversation.com/how-germany-managed-to-abolish-university-tuition-fees-32529>>

奨学金を導入した。導入時点では、低所得者層の学生の授業料負担を軽減することが目的であり、生活保護受給者を対象とするものであった。2009年5月に、国の大学生向け奨学金事業に専従する初めての組織として韓国奨学財団が発足する³⁴と、貸与奨学金も含めた奨学金制度の充実に本格的に取り組むようになり、新たな制度として、所得連動返還型奨学金と、生活保護受給者に次ぐ低所得者層を対象とする給付制奨学金が導入された。³⁵

給付制奨学金事業は、2012年度に国家奨学金Ⅰ種（所得水準に応じて国からの給付額が決定される直接の奨学金事業）及びⅡ種（国から補助金を受けた大学が自己裁量で運営する間接の奨学金事業）に改編された³⁶。以後、支援対象を中間所得者層にまで広げ、給付額も増やしている³⁷。2014年度にも、中間所得者層への給付額を上乗せすることに加え、第3子以降を対象とする奨学金を新規に設け、規模を拡大している³⁸。

おわりに—日本への示唆—

Ⅱの4か国の例を見ると、①低授業料・高補助のスウェーデンが②高授業料・高補助への接近を図りながらも、国内的には世論への配慮等から①にとどまる道を選択せざるを得ない現状が見て取れ、イギリスは大幅な授業料値上げによって②のモデルへ移行しつつも、給付制・貸与制の奨学金を同時に拡充することによって、国民の理解を得られる均衡点を模索していることが窺える。国の財政状況の厳しさは世界的に共通しており、高等教育についても有償化及び高授業料化というトレンドが存在するが、奨学金や学生ローンといった何らかの経済的支援措置を導入・拡充することなく、負担のみを増す政策にシフトすることは、容易には実現しないようである。こうした状況において、一度は有償化した授業料を再び無償化したドイツの事例は際立っている。また、日本と同様、③高授業料・低補助の韓国では、給付制奨学金の制度を新たに設け、低補助から高補助へのシフト（③から②への接近）を図っており、留意する必要がある。なお、Ⅱでは詳述しなかったが、③に該当するチリでは、2013年12月の大統領選で高等教育の完全無償化を公約に掲げたミシェル・バचेレ（Michelle Bachelet）大統領が当選したものの、政権内でも意見の相違があって法案提出は2015年以降に持ち越されており、先行きは不透明である³⁹。

次頁以降に掲げる「別表 OECD諸国のフルタイム国内学生の国公立大学等の授業料と国による給付制奨学金」では、OECD加盟34か国における国公立大学の授業料の有無と給付制奨学金の有無をまとめた。これを見ると、日本のように、国公立大学の授業料が高め

³⁴ “Overview.” 韓国奨学財団ウェブサイト <<http://eng.kosaf.go.kr/jsp/foundation/foundation02.jsp>>

³⁵ 松本麻人「韓国における給付型奨学金制度の拡充」『IDE—現代の高等教育—』No.559, 2014.4, pp.68-70.

³⁶ 同上, pp.70-71.

³⁷ 松本麻人「韓国 5.1 朴新政権の意向を受け、給付型奨学金の対象者と給付額を拡大—2013年度の事業規模は2.78兆ウォン—」文部科学省『諸外国の教育動向 2012年度版』（教育調査第147集）文部科学省生涯学習政策局, 2013, pp.237-238; 한국장학재단 (Korea Student Aid Foundation: 韓国奨学財団) 『내 인생의 날개 (Brochure)』2013, pp.6-7, 20-21. <<http://eng.kosaf.go.kr/download.jsp?n=2013%20Brochure.pdf>>

³⁸ 松本麻人「韓国 5.4 国の給付型奨学金事業の拡大を継続—第3子以降に対する奨学金新設など—」文部科学省 前掲注(26), pp.228-229; “Types of Grants & Scholarships: at a Glance.” 韓国奨学財団ウェブサイト <http://eng.kosaf.go.kr/jsp/aid/aid02_01_01.jsp>; 「2014년도 소득연계 맞춤형 국가장학금 지원으로, 저소득층 및 셋째 이상 신입생 대학등록금 부담 대폭 낮춰」2014.1.10. 韓国教育省ウェブサイト <<http://www.moe.go.kr/web/100026/ko/board/view.do?bbsId=294&pageNo=10¤tPage=2&encodeYn=Y&boardSeq=52245&mode=view>>

³⁹ 在チリ日本国大使館「チリ政治情勢報告（7月）」（平成26年8月）pp.1-2. <http://www.cl.emb-japan.go.jp/doc/2014-07_Politica.pdf>; 同「チリ政治情勢報告（11月）」（平成26年12月）p.2. <http://www.cl.emb-japan.go.jp/doc/2014-11_Politica.pdf>

に設定され、かつ、国による給付制奨学金の制度が設けられていない国は、少なくともOECD諸国にはないと言える。他方で、日本においては無利子の貸与制奨学金が一定程度充実しているという特徴がある。各国で大学の授業料と奨学金の制度設計は様々であり、拠って立つ高等教育に対する考え方も多様であるが、今後、日本における高等教育の費用負担をめぐる制度を検討していく上で、重要な示唆が得られると思われる。

別表 OECD 諸国のフルタイム国内学生の国公立大学等の授業料と国による給付制奨学金

国名 ^[注1]	年間授業料 (平均額) ^[注2]	国公立大学等の授業料の概要等 ^[注3]	給付制 奨学金 (受給率)	国による給付制奨学金の概要 ^[注4]
アイスランド	有 (68,100円) (2014/15年度)	授業料ではなく、管理登録料を名目とする。82%が国公立に、18%が公営私立に通う(2012年)。なお、公営私立は授業料を徴収する。	無	国による給付制奨学金はない。各機関による成績を主な要件とする奨学金はある。なお、国による貸与制奨学金はあり、約50%が利用する。
アイルランド	有 (386,100円) (2014/15年度)	授業料ではなく、学生負担金を名目とする。過去10年の間に負担額は4倍近く上昇した。98%が国公立に、2%が独立私立に通う(2012年)。	有 (47%) (2012/13年度)	①社会経済的状況を要件とする年額42,800-830,400円の奨学金と、②社会経済的状況と成績の両方を要件とする年額280,800円の奨学金がある。なお、国による貸与制奨学金はない。
アメリカ	有 (879,800円) (2013/14年度)	州政府が高等教育を主に所管し、州や学校種、専攻等により大きく異なる。左の額は、4年制国公立機関における州内出身の学生の平均授業料である(州外出身学生は2,392,500円)。大学寮に入寮する場合は、寮費と食費(平均額はそれぞれ579,900円、457,200円)が別途必要である。2年制国公立機関(多くは、原則として入学選抜試験を実施せず、一定基準を満たす全学生を受け入れるコミュニティ・カレッジである)の州内出身の学生の平均授業料は305,100円である。70%が国公立に、30%が独立私立に通う(2011年)。オバマ大統領は、2015年1月の一般教書演説で、コミュニティ・カレッジを条件(過半数のカリキュラムの履修と成績平均値(GPA)2.5/4.0)付きで無償とすることを提案した。テネシー州やシカゴ市は、既に条件付きで無償としている。オレゴン州では、卒業後20年間収入の一定割合を支払う方式(Pay-It-Forward)を導入する法案が審議されている。	有 (47.6%) (2011/12年度)	連邦政府、州政府・地方自治体、各機関等がそれぞれ奨学金制度を運営する。左の値は、連邦政府の奨学金の4年制機関における受給率であり、州政府等による奨学金は含まれない。平均給付額は465,200円(2011/12年度)。連邦政府の主要な奨学金であるペル奨学金は、社会経済的状況を主な要件とする。
イスラエル	有 (277,300円) (2011/12年度)	高等教育評議会が、国公立の授業料を規制する。88%が国公立又は公営私立に、12%が私立に通う(2012年)。公営私立も国公立と同じ扱いとされる。	有 (不明)	社会経済的状況を主な要件とする奨学金がある。同奨学金は80%を給付、残りの20%をローンとして給付する。また、子どもの学習支援に取り組む学生を対象に、授業料の半額相当を給付するプログラム(Perach)を教育省と高等教育評議会が共同運営する。
イタリア	有 (167,800円)	各機関が授業料を決定できる。その額は、通常、学生の社会経済的状況や専攻等により異なる。ただし、大統領令により、各機関に交付される政府資金の20%が、授業料による総収入の上限とされる。90%が国公立に、10%が独立私立に通う(2011年)。	有 (7.95%)	社会経済的状況を要件とする奨学金と、成績を主な要件とする奨学金がある。前者の給付額は、親と同居か一人暮らしか等により決定され、年額270,300-717,100円(2014/15年度)。なお、国による貸与制奨学金はない。

国名 [注1]	年間授業料 (平均額) [注2]	国公立大学等の授業料の概要等 [注3]	給付制 奨学金 (受給率)	国による給付制奨学金の概要 [注4]
イギリス	有 (1,523,200 円) (2013/14 年度)	4つの地域によって異なる。左の額は、1,569,400 円を上限に、各大学が授業料を決定するイングランドの平均額である(2015 年の総選挙後、財政再建を理由に、上限額の引上げも検討されている)。授業料額を上限に、全学生がローン(Tuition Fee Loan)を受給でき、90%以上が利用する(2012/13 年度)。同ローンを利用する場合、学生ではなく各機関に直接支払われ、卒業後に学生の年間収入が基準額を超えた時点から、税金とともに徴収され返済される。スコットランドでは、同地域の住民が同地域内の大学に通う場合に無償となる。イギリス全土で独立私立の大学はごく少数である。	有 (48.7%) (2013/14 年度)	4つの地域によって異なる。左の値は、イングランドの例(各大学による奨学金等は含まれない)。主要な奨学金である生活費給付奨学金(Maintenance Grant)は、社会経済的状況を主な要件とする。同奨学金の給付額は、世帯収入により決まり、年額最大 590,600 円(2014/15 年度)。
エストニア	無	エストニア語のカリキュラムで、半期に 30ETCS(欧州単位互換制度)単位、かつ1年に 60ETCS 単位を取得できた場合に、無償となる。各機関は、上記の単位を取得できなかった学生から、1ETCS 単位当たり最大 7,000 円を徴収できる。約 15%が授業料を支払うとされる(2013/14 年度入学者)。93%が国公立に、7%が独立私立に通う(2011 年)。	有 (15%) (2013/14 年度)	社会経済的状況を要件とする奨学金と、成績を主な要件とする奨学金がある。前者の給付額は、世帯 1 人当たりの収入により、月額 10,500 円、19,000 円、30,900 円の 3 段階となっている。後者の給付額は、月額 14,000 円で、全学生の約 7%に給付されている。左の値は、前者だけの受給率である。いずれも 1 年当たり 10 か月分のみ給付される。
オーストラリア	有 (408,600 円) (2010/11 年度)	国公立の学生は、①連邦政府の補助を受けて、専攻により 1EFTSL(その課程のフルタイム学生の 1 年間の標準的な学習量をいう)当たり、0-576,900 円、0-822,100 円、0-962,600 円の 3 段階の学生貢献分(2014 年度; 具体的な額は、この範囲内で各機関が定める)を負担する連邦政府支援学生と、②専攻や履修科目により各機関が定めた授業料を支払う授業料徴収学生に分けられる。前者が 77.9%、後者が 22.1%であった(2013/14 年度)。連邦政府支援学生は、所得連動返還型のローン(HECS-HELP)を利用できる。同ローンを利用する場合、連邦政府が学生貢献分の立替払を行い、卒業後に学生の年間収入が基準額を超えた時点から、税金とともに徴収され返済される。96%が国公立に、4%が独立私立に通う(2011 年)。	有 (25.2%) (2013 年度)	①24 歳以下が対象の若者手当、②25 歳以上が対象の Austudy、③先住民が対象の ABSTUDY の連邦政府の 3 つの主要な奨学金は、いずれも社会経済的状況を要件とする(成績を主な要件とする奨学金もあるが、受給者はごく僅かである)。左の値は、上記の 3 つの奨学金の受給率である。若者手当の給付額は、学生自身・世帯の収入と資産のほか、結婚(事実婚も含む)の有無、子どもの養育の有無等により決まり、2 週間当たり最大 52,000 円、すなわち月額最大 104,000 円(2014 年度)。なお、2015 年度から、上記の 3 つの奨学金の上乗せ措置であり、学習・研究に係る費用を補助する Student Start-up Scholarship が給付制から貸与制に変更される。
オーストリア	無	高等教育機関のうち大学は、標準修業年限(通常 3-4 年)を 1 年以上超えて在学する場合に有償となり、半期で 51,000 円が徴収される。また、高等教育機関のうち専門大学は、半期で 51,000 円を上限に授業料を徴収でき、有償である。いずれも法律で加入が義務付けられた学生組合の登録料として半期で 2,600 円が別途必要である。97%が国公立又は公営私立に、3%が独立私立に通う(2011 年)。公営私立も国公立と同じ扱いとされる。	有 (15%) (2012/13 年度)	社会経済的状況を主な要件とする奨学金がある。同奨学金は、給付開始された後 1 年間に、一定の成績を修められない場合、返還義務が生じる。給付額は、世帯収入や構成員数等により決まり、最大年額 1,256,700 円。平均給付額は 649,800 円(2012 年冬学期)。このほか、学生が 24 歳未満の場合は、月額 22,300 円の家族手当を親に給付する。なお、国による貸与制奨学金はない。

国名 [注1]	年間授業料 (平均額) [注2]	国公立大学等の授業料の概要等 [注3]	給付制 奨学金 (受給率)	国による給付制奨学金の概要 [注4]
オランダ	有 (267,600円) (2014/15年度)	法律に基づき、政府が全ての大学、高等職業教育機関(専門学士課程を置く)の授業料を一律に決定する。87%が国公立に、13%が独立私立に通う(2012年)。	有 (76%)	標準修業年限(通常、大学は3年、高等職業教育機関は4年)の間、30歳未満の全学生に、月額14,100-39,200円が給付される。世帯収入や親と同居か一人暮らしか等の状況に応じて、月額33,600-36,500円の追加給付がある。ただし、10年以内に卒業できない場合は、返還義務が生じる。2015年9月から、全学生に給付される同奨学金は廃止され、世帯収入を主な要件として、一律月額51,200円を給付する奨学金に一元化される。
カナダ	有 (570,800円) (2014/15年度)	州政府が高等教育を所管し、州や機関、専攻等によって大きく異なる。左の額は、カナダ全土の平均授業料である。州別の平均授業料は、オンタリオ州が最も高額(722,200円)である。専攻別では、歯学が最も高額(1,742,100円)であり、教育学が最も低額(432,000円)である(いずれも2014/15年度)。ほとんどの機関が公立である。	有 (35.1%) (2012/13年度)	連邦政府、州政府、各機関がそれぞれ奨学金制度を運営する。主要な連邦政府の奨学金(ケベック州やヌナブト準州等は対象外)は、社会経済的状況を要件とし、①低所得世帯に月額23,900円(12歳未満の子どもを養育する学生には1人当たり月額19,200円の追加給付がある)、②中所得世帯に月額9,600円を給付する(いずれも授業期間中のみ給付される)。このほか、家計における高等教育資金の積立てを支援する連邦政府の制度がある。
韓国	有 (561,800円) (2010/11年度)	各機関が授業料を自由に決定できる。国公立大学では、通常、保護者による任意の大学支援組織である期成会に対して、正規の授業料と同程度かそれ以上の会費(期成会費と呼ばれ、大学の事務経費等に充てられる)を支払うが、左の額には含まれない。23%が国公立に、77%が独立私立に通う(2011年)。	有 (32.6%) (2012年度)	主要な奨学金である国家奨学金I種は、給付開始時に成績を要件としないが、給付の継続には①半期に12単位以上の取得、かつ②GPA80/100以上という成績要件を課す。給付額は、世帯収入により決まる。このほか、①政府補助金を受けて、各機関が成績要件の基準や給付額を決定し、交付する奨学金、②第3子以降の学生を対象とする奨学金もある。いずれも社会経済的状況と成績の両方を要件とし、原則として授業料が給付額の上限とされる。李明博政権が掲げた「授業料半額」の公約は、現在の朴槿恵政権にも引継がれ、給付制奨学金を近年急速に拡充しているが、公約を達成できるかは不透明とされる。
ギリシャ	無	憲法により、高等教育を含む全段階の教育が無償とされる(§16(4))。ただし、①ギリシャオープン大学と、②英語による修士課程だけを設置する国際ギリシャ大学は有償である。憲法上、高等教育は、国の監督の下で公法人が提供するとされ、私立機関は認められていない(§16(5), (8))。	有 (1%)	成績を主な要件とする奨学金がある。大学入学試験で学部トップの成績を修め、かつ学生自身と世帯の収入が一定額を超えないことが必要である(ただし、学年末の成績が学部トップで、かつGPA8.5/10以上の学生には、この収入要件は適用されない)。給付額は、一律月額206,000円であるが、成績・業績が特に優れる学生を対象に34,200円の追加給付がある。このほか、学生が一人暮らしで、かつ世帯収入4,211,500円以下の場合、月額140,400円の住居手当を親に支給する。
スイス	有 (89,900円) (2010/11年度)	国公立は、連邦工科大学(ローザンヌ校・チューリッヒ校)を除き、各州政府が運営する。授業料は、各機関により57,800-231,400円の範囲で異なる。社会経済的に困窮する学生を対象とする授業料等減免制度を大半の機関が設ける。公営私立も国公立と同じ扱いとされる。98%が国公立又は公営私立に、2%が独立私立に通う(2011年)。	有 (7.2%) (2013年度)	連邦政府の補助(各州政府の奨学金予算の8%相当の約29億円)も受けて、各州政府が社会経済的状況を要件とする奨学金を運営する。給付額は、各州の制度の下で、主に世帯収入等により決まる。左の値は、全州の平均受給率である。このほか、連邦法に基づき、学生が25歳未満、かつ世帯収入等の要件を満たす場合は、全州で、月額最低27,000円の家族手当を親に給付する(要件や給付額等は、州により異なる)。なお、貸与制奨学金もあるが、利用率は0.5%にとどまる(2013年度)。

国名 [注1]	年間授業料 (平均額) [注2]	国公立大学等の授業料の概要等 [注3]	給付制 奨学金 (受給率)	国による給付制奨学金の概要 [注4]
スウェーデン	無	2011年から、EU・EEA・EFTA(EUに加盟する28か国、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)の域外出身の留学生が有償となり、各機関がその授業料を決定するようになった。93%が国公立に、7%が公営私立に通う(2011年)。公営私立も国公立と同じ扱いとされ、無償である。	有 (67%) (2012年度)	社会経済的状況を要件とする奨学金がある。給付額は、通常1週間当たり10,900円、すなわち月額43,600円である。ただし、これは上限額であり、取得単位数や学生自身の収入等に応じて、減額される(1年当たり9か月分のみ給付される)。18歳未満の子どもを養育する学生に、子どもの数に応じた追加給付がある。
スペイン	有 (155,800円)	授業料は、地域や、取得したETCS単位数、履修しながら取得できなかったETCS単位数等により決まり、100,100-282,300円。左の値は、全土での最頻値である。世帯収入等の社会経済的状況に応じて授業料が免除となるが、最低限の成績が要件とされる。88%が国公立に、12%が独立私立に通う(2011年)。	有 (27%) (2012/13年度)	中央政府、州政府、地方自治体等がそれぞれ奨学金制度を運営するが、中央政府による奨学金の規模が最も大きい。中央政府の奨学金は、社会経済的状況を主要な要件とする(最低限の成績も必要とされる)。給付額は、世帯収入等により決まり、年額33,200-823,900円(島嶼部等出身の学生には、上乘せ措置がある)。平均給付額は320,900円(2012/13年度)。中央政府の奨学金の受給者は、授業料が全額免除となる。なお、国による貸与制奨学金はない。
スロバキア	無	1,400-14,000円の登録料が必要である。標準修業年限を超える場合、複数のプログラムを専攻する場合は、有償となり、年額最大231,600円の授業料等が徴収される。なお、各機関が学生から徴収する授業料等は、フルタイム学生1人当たり必要とする教育費用の平均額の50%を超えることはできない。82%が国公立に、18%が独立私立に通う(2012年)。	有 (12%)	社会経済的状況を要件とする奨学金と、成績等を主要な要件とする奨学金がある。前者の給付額は、月額1,400-37,900円。後者は、各機関が成績等の要件や給付額を決定の上、給付する。左の値は、前者だけの受給率であり、後者の受給率は20%である。なお、特定の科学分野の専攻を奨励すべく、指定された科学分野を専攻し、かつ一定の成績を修めた学生を対象に、国の交付金を受け、各機関が後者の奨学金に追加給付を行う制度が2014年に導入された。このほか、学生が25歳以下かつ標準修業年限を超えない場合は、月額3,300円の家族手当を親に給付する。
スロベニア	無	1,400-4,100円の登録料が必要である。再試験やフィールドワーク等に係る費用も別途必要である。88%が国公立に、6%が公営私立に、6%が独立私立に通う(2012年)。	有 (27%) (2012年度)	社会経済的状況と成績の両方を要件とする奨学金と、成績を主要な要件とする奨学金がある。いずれも入学時に学生が27歳未満であることを要件とする。左の値は、両者を併せた受給率である。なお、国による貸与制奨学金はない。
チェコ	無	少額の入学手続料(2,800-2,900円)が必要である。標準修業年限(通常3-4年)を1年以上超えて在学する場合は、有償となる。87%が国公立に、13%が独立私立に通う(2012年)。	有 (1%)	①社会経済的状況を要件とする年額82,800円の奨学金、②成績・業績を主要な要件とする奨学金、③各機関の所在地域外出身の学生を対象に、年額28,100円を給付する住居費補助奨学金の3つの奨学金がある。左の値は、①だけの受給率である。このほか、学生が26歳未満かつ世帯収入が基準額以下の場合は、月額3,600円の子ども手当を親に給付する。なお、国による貸与制奨学金はない。
チリ	有 (612,800円) (2010/11年度)	専攻により授業料が異なる。2011-2013年、授業料の増額に反対する大規模な学生デモが発生した。2014年の選挙で当選した現大統領は、高等教育の無償化を公約に掲げていたが、政権内でも議論が分かれ、情勢は不透明とされる。23%が国公立に、77%が公営私立又は独立私立に通う(2011年)。	有 (29.0%) (2014年度)	数多くの奨学金があるが、ほとんどが大学入学選抜試験の点数や取得単位数等の成績を要件とする。主要な奨学金の一つである Beca Bicentenario は、社会経済的状況と成績の両方を要件とし、授業料相当額を給付する。左の値は、全ての奨学金の受給率である。

国名 [注1]	年間授業料 (平均額) [注2]	国公立大学等の授業料の概要等 [注3]	給付制 奨学金 (受給率)	国による給付制奨学金の概要 [注4]
デンマーク	無	98%が国公立に、2%が公営私立に通う(2012年)。	有 (100%)	標準修業年限(通常、大学等は3年、高等専門教育機関は3-4年)+1年を上限に、全学生が奨学金を受給できる。給付額は、親と同居か一人暮らしかにより決まり、一人暮らしの場合は月額111,200円。同居の場合は、2015年下半期から世帯収入も考慮されるようになり、月額17,300-47,900円。子どもを養育する学生、障害のある学生等に追加給付がある。平均給付額は年額1,300,500円(2013年)。
ドイツ	無	原則として州政府が高等教育を所管する(基本法§73,74;教育に対する補助、大学入学資格及び大学修了認定は、連邦政府と州政府の共管事項である)。標準修業年限(通常3-4年)を、一定期間(州により異なる)を超えて在学する場合は、16州のうち、6州で授業料が徴収される。過半数の州では、少額(3,500-17,500円)の管理費が別途必要である。1960年代以降各州で無償化が進み、全州で無償となったが、1990年代から一部の州で授業料が導入された。授業料無償を明文化した高等教育大綱法第6次改正(2002年)とこれに対する各州の連邦憲法裁判所への申立て(2002年)、違憲判決(2005年)等を経て、2008年までに7州が有償となった。しかし、その後再び無償化の動きが生じ、2014年冬学期以降、全州で原則無償となった。96%が州立に、4%が公営私立又は独立私立に通う(2011年)。	有 (25%)	①30歳未満の学生を対象とし、社会経済的状況を要件とする奨学金(BaFöG)と、②成績を主な要件とする奨学金(国家奨学金)がある。前者は、半額を給付、残りの半額を無利子ローンとして給付する。左の値は、前者だけの受給率である。給付額は、世帯収入や構成員数等により決まり、月額1,400-94,100円(2013年の平均額は62,700円)。無利子ローンは、当然返済義務があるが、1,403,800円を超える分は返済免除となる。連邦政府(65%)と州政府(35%)が費用負担していたが、法改正により、2015年から連邦政府の全額負担となり、さらに給付額も2016年冬学期から7%増額される。後者の給付額は、通常、社会経済的状況も考慮され、月額21,100-115,100円。後者の費用は、民間企業等と、連邦政府・州政府が折半する。このほか、学生が25歳未満の場合は、月額25,800円(第3子以降は増額される)の家族手当を親に給付する。
トルコ	無	夜間の課程に通う場合、12,600-29,600円の授業料が必要である。94%が国公立に、6%が独立私立に通う(2011年)。	有 (30%)	社会経済的状況を要件とする奨学金と、成績・業績を要件とする奨学金がある。給付額は、前者が年額13,800-27,500円の範囲(平均額20,600円)であり、後者が、年額9,800-19,700円の範囲(平均額12,200円)である。左の値は、両者を併せた受給率である。なお、奨学金とともに、大学寮の整備に力が入れられており、306,100人分が供されている(2013/14年度)。
日本	有 (535,800円) (2014年度)	左の額は、法令に基づく、国立大学の学部(夜間の課程を除く)の授業料標準額であり、入学科標準額282,000円は含まれない。全ての国立大学が標準額を採用する(2014年度)。公立大学の授業料は、同標準額に倣うが、学生の出身地等も考慮し、一部の大学では標準額と異なる(2014年度、夜間の課程を除き、486,000-696,000円)。国は、国立大学には運営費交付金を、公立大学には地方財政措置を、私立大学には私学助成を通じて、各大学における授業料の減免措置に対する財政支援を行っている。減免の基準は、各大学により異なるが、成績を要件の一つとすることが多い。25%が国公立に、75%が私立に通う(2011年)。	無	国による給付制奨学金はないが、国による貸与制奨学金はある。なお、貸与制奨学金では、①死亡、又は②精神若しくは身体の障害により労働能力の喪失等に至り返還ができなくなった者に限り、返還免除となる。かつては、一定の教育・研究の常勤職に就いたときに返還免除となる制度があったが、1998年度に貸与を開始した者から廃止されている。ただし、現在でも、大学院で無利子奨学金(第一種奨学金)に採用され、かつ特に優れた業績を挙げた者と、教育・研究の常勤職に就いた者については、各機関の推薦に基づき、全額又は半額が返済免除となる。このほか、貸与制奨学金では、2012年度から無利子奨学金(第一種奨学金)の採用者のうち、特に世帯収入の低い者を対象に、所得連動型の返済制度が運用される。

国名 [注1]	年間授業料 (平均額) [注2]	国公立大学等の授業料の概要等 [注3]	給付制 奨学金 (受給率)	国による給付制奨学金の概要 [注4]
ニュージーランド	有 (411,000円) (2013年度)	87%が国公立に、12%が公営私立に、1%が独立私立に通う(2012年)。なお、大学(8校)と工科大学(18校)は、全て国公立である。	有 (20.0%) (2013年度)	18-65歳の学生を対象とし、社会経済的状況を要件とする奨学金がある。給付額は、世帯収入や、親と同居か一人暮らしか、子どもの養育の有無等により決まり、平均給付額は年額594,300円(非大学型高等機関の学生も含む)。同奨学金の受給者の69.3%に、平均給付額78,300円の住宅補助が追加給付されている(いずれも2013年度)。
ノルウェー	無	法律で加入が義務付けられた各機関の学生福祉協議会(Studentsamskipnad)の登録料として、半期5,000-10,100円が必要である。85%が国公立に、5%が公営私立、10%が独立私立に通う(2011年)。	有 (58.3%)	全学生が、政府助成金の受給資格を有する。ただし、政府助成金は、当初全額ローンとして給付される。親から離れ一人暮らしであり、かつ全試験に合格(卒業)したことを要件として、受給した政府助成金の40%(上限657,400円)が返還免除となる。学生自身の収入と資産が基準額を超える場合は、免除となる割合が減少する。政府助成金は1年当たり10か月分のみ給付され、最大年額1,643,500円。一人暮らしの学生や16歳未満の子どもを養育する学生、病気による休学者には、給付期間と給付額の上乗せ措置がある。さらに、学生が25歳以下の場合は、1年当たり2回分の帰省費用も給付する。
ハンガリー	有 (104,000-723,900円) (2013/14年度)	大学入学資格試験の成績に基づき、①授業料が無償となる政府支援学生と、②授業料が徴収される授業料徴収学生に分けられる(区分は、入学後の成績により変更がある)。前者が57%、後者が43%である(2012年度)。授業料徴収学生の授業料は、法令に基づき左の額の範囲で各機関が決定する。83%が国公立に、17%が公営私立に通う(2012年)。	有 (15%) (2012年度)	社会経済的状況を要件とする奨学金と、成績を主な要件とする奨学金がある。いずれも法令で最低額が規定され、前者は年額52,100円、後者は年額26,000円(いずれも2012/13年度；1年当たり10か月分のみ給付される)。左の値は、前者だけの受給率である(2012年)。なお、社会経済的に困窮する学生の支援を充実すべく、地方自治体と高等教育機関が前者を補完する奨学金(Bursa Hungarica)を共同で運営する。後者は、各機関が成績要件等を決定できるが、政府支援学生であることが必須要件とされている。2012/13年度、政府支援学生の22%に給付された。なお、奨学金とともに、学生寮の整備に力が入れられており、18.5%が利用する(2012/13年度)。
フランス	有 (26,500-56,400円) (2014/15年度)	複数の学校種があるが、学士号の学位授与権を有するのは大学(Université)だけであり、全て国立である。国立大学は、授業料ではなく、登録料と健康診断費を名目として、年額26,500円を徴収する。学生が20-28歳の場合は、社会保障負担金として年額29,900円が別途必要である(いずれも2014/15年度)。左の額は、国立大学の負担額である。大学に次ぐ規模の学校種であるグランゼコール(準備学級における2-3年の学習と選抜試験を経て入学できる3年制の高等教育機関であり、修士号を授与する)の負担額は、年額80,000円程度とされるが、世帯収入により1,400,000円を超える機関もある。86%が国公立、5%が公営私立、9%が独立私立に通う(2011年)。	有 (34.7%) (2012/13年度)	28歳未満の学生を対象とし、社会経済的状況を要件とする奨学金がある。給付額は、世帯収入等により決まり、給付金はなく、登録料と社会保障負担金が免除されるだけの者から、最大年額777,600円の8段階となっている(2014/15年度)。左の値は、給付金はなく、登録料と社会保障負担金が免除されるだけの者も含む。このほか、当該学生を含む20歳未満の子どもが2人以上いる場合、家族手当を親に給付する。

国名 [注1]	年間授業料 (平均額) [注2]	国公立大学等の授業料の概要等 [注3]	給付制 奨学金 (受給率)	国による給付制奨学金の概要 [注4]
フィンランド	無	法律で加入が義務付けられた各機関の学生ユニオンの登録料として、年額12,100-17,000円(2012/13年度)が必要である。近年の改革で、大学・単科大学の一部とポリテクニクの大半が、公営私立となったが、これらの公営私立も国公立と同様に無償である。74%が国公立に、26%が公営私立に通う(2011年)。	有 (ほぼ全員)	標準修業年限(通常、大学・単科大学は3年、ポリテクニクは3.5-4年)+5か月を上限に、学生自身の収入が1,663,500円以下の学生は、奨学金を受給できる。給付額は、年齢や、親と同居か一人暮らしか等により決まり、月額7,800-47,100円(1年当たり9か月分のみ給付される)。一定の条件を満たす一人暮らしの学生には、家賃の80%相当(上限月額28,300円)の追加給付がある。平均給付額は月額63,500円(2013年；ポリテクニクを除く)。
ベルギー フラマン語圏	有 (14,600- 87,000円) (2014/15年度)	基本額8,700円に加えて、1ETCS単位当たり1,300円が別途必要である。(なお、学士号は、ボローニャプロセスの下で、通常180-240ETCS単位を要件とする(国や学校種・学位等により異なり、同国では通常180ETCS単位)。通常、標準修業年限内の卒業に、1年当たり60ETCS単位の取得が必要である)。政府奨学金を受給する学生は、1ETCS単位当たり100円に減額される。52%が国公立に、48%が公営私立に通う(2011年)。公営私立も国公立と同じ扱いとされる。	有 (25%) (2012/13年度)	社会経済的状況と成績の両方を要件とする奨学金がある。給付額は、世帯収入や親と同居か一人暮らしか等により決まり、通常年額35,600-550,800円。特に世帯収入が低い学生には、最大年額741,600円まで上乘せされる。平均給付額は240,700円(2013/14年度)。このほか、学生が25歳以下の場合、家族手当を親に給付する。なお、国による貸与制奨学金はない。
ベルギー フランス語圏	有 (87,300円) (2014/15年度)	学生の社会経済的状況(世帯収入や扶養者数)等により、年額117,100円、52,500円、無償の3段階となっている(2014/15年度)。政府奨学金の給付を受ける学生は、無償となる。その構成比は概ね70%、10%、20%である。33%が国公立に、67%が公営私立に通う(2011年)。公営私立も国公立と同じ扱いとされる。	有 (20%)	35歳未満の学生対象に、社会経済的状況を要件とする奨学金がある。給付額は、世帯収入や構成員数等により決まり、年額55,300-676,800円(2014/15年度)。このほか、学生が25歳以下の場合、家族手当を親に給付する。なお、貸与制奨学金もあるが、3人以上子どもを養育する世帯だけを対象とし、利用率は0.01%未満である(2012/13年度)。
ポーランド	無	成績不良により再履修を行う場合等は、有償となる。入学時に管理費が別途必要である。管理費は、政府が定める上限額を基に、各機関が決定するが、通常5,800円。90%が国公立に、10%が独立私立に通う(2011年)。	有 (20.1%) (2012年度)	社会経済的状況を要件とする奨学金と、成績を主な要件とする奨学金がある。平均給付額は、前者が年額133,800円、後者が126,900円(いずれも2012年)。2つの奨学金は重複して受給できるが、合算額が、大学助手の給与月額90%を上回ってはならないとされる。このほか、世帯収入が低い場合や学生に障害がある場合は、家族手当を親に給付する。
ポルトガル	有 (88,600- 149,900円) (2014/15年度)	法令に基づき、88,600-149,900円の範囲で各機関が授業料を決定する。授業料の額の上限と下限は、最低賃金の額や消費者物価指数を基準とし、毎年見直される。ほとんどの機関が上限額を採用しているとされる。80%が国公立に、20%が独立私立に通う(2012年)。	有 (18%) (2013/14年度)	社会経済的状況を要件とする奨学金と、成績を主な要件とする奨学金がある。左の値は、前者だけの受給率である(2013/14年度)。前者の給付額は、学生自身と世帯の収入により決まり年額149,900-797,200円、後者の給付額は、一律年額339,000円(いずれも2014/15年度)。後者の受給者数は極めて少ない。このほか、学生が24歳未満で、かつ世帯収入・資産が基準以下の場合、子ども手当を親に給付する。
メキシコ	有 (不明)	国公立の一部の課程は無償である。67%が国公立に、33%が独立私立に通う(2011年)。	有 (10.7%) (2012/13年度)	数多くの奨学金があるが、連邦政府の主要な奨学金であるBeca Manutenciónは、社会経済的状況と成績の両方を要件とする(ただし、第2学年までは成績は問われない)。同奨学金の給付額は、学年等により決まり、月額6,000-8,000円(2013/14年度)。左の値は、連邦政府の全奨学金の受給率である。

国名 [注1]	年間授業料 (平均額) [注2]	国公立大学等の授業料の概要等 [注3]	給付制 奨学金 (受給率)	国による給付制奨学金の概要 [注4]
ルクセンブルク	有 (74,800 円)	大学型高等教育機関は、ルクセンブルク大学のみとされる(アメリカの 2 大学の分校もある)。同大の授業料は、初年度は半期 56,200 円、それ以降は半期 28,100 円(2014/15 年度)。左の値は、標準修業年限(通常 3 年)で卒業した場合の平均額である。	有 (ほぼ全員)	標準修業年限(通常 3 年)+1 年を上限に、全学生が年額 280,800 円の奨学金を受給できる。ただし、所定の単位の取得が必要である。学生の社会的状況により最大年額 421,100 円の追加給付がある。このほか、学生の兄弟姉妹も奨学金の給付を受けて高等教育機関に通う場合は、年額 70,200 円の家族手当を親に給付する(いずれも 2014/15 年度)。

(注) 表中の金額は、原則として、為替相場や購買力平価 (各年平均) に基づき、2014 年平均の円に換算し、100 円未満を四捨五入したものである。国公立大学等とは、国際教育標準分類 (ISCED 1997) の ISCED 5A に対応する国公立の大学型高等教育機関を指す。大学型高等教育とは、主に理論・学問中心であり、博士号等の上級研究学位プログラムへの進学や、医学、歯学、建築学等の高い技能を求められる専門的職業に必要な資格取得を目的としたプログラムをいい、その修了にはフルタイムで就学する場合でも 3 年以上の期間を要する。一般的な大学でいえば、学士課程と修士課程が大学型高等教育にあたる。なお、大学型高等教育と対比されるものとして、ISCED 5B に対応する非大学型高等教育がある。非大学型高等教育は、通常、大学型高等教育よりも、修了に要する期間が短く、就職に直接結びつく、実践的、技術的な学習内容や職業技能が中心のプログラムである。日本では、大学院 (修士課程) を含む大学を大学型高等教育機関に、短期大学、高等専門学校及び専修学校 (専門課程) を非大学型高等教育機関に分類している。

[注 1] ベルギー (ドイツ語圏) は、国公立大学等の大学型高等教育機関がないため、除外した。

[注 2] 授業料の有無は、学生の負担額やその名目から判断した。

[注 3] 国公立、公営私立及び独立私立は、原則として、次の OECD の定義に基づく。国公立は、政府が直接、管理運営する機関であり、その管理機関の構成員の大半が政府によって任命、選出される機関をいう。公営私立は、政府の拠出金とその機関の主たる財源の 50%以上を占めるか、又は教職員の給与を政府が負担している機関をいう。独立私立は、政府の拠出金とその機関の主たる財源の 50%未満であり、かつ教職員の給与を政府が負担していない機関をいう。

[注 4] 大学型高等教育機関に通う学生も対象となる子ども手当、家族手当を含む。また、参考のため、国による貸与制奨学金がない、又はその利用率が極めて低い場合は説明を付した。

(出典) 経済協力開発機構 (OECD) 編著 (徳永優子ほか訳) 『図表でみる教育—OECD インディケータ (2014 年版) 一』明石書店, 2014, pp.311-316, 488; Education, Audiovisual and Culture Executive Agency (EACEA), *National Student Fee and Support Systems in European Higher Education 2014/15*, 2014. <http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/facts_and_figures/fees_support.pdf>; EACEA, “Eurydice.” <https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Main_Page> のほか、各国政府ウェブサイトや統計資料等を基に筆者作成。